



7 廃棄物等の道内における処理（第23条～第30条）

廃棄物等の道内処理の原則（第23条）

道内における循環型社会の形成の推進を図るため、事業者は、その事業活動に伴って道内で発生した廃棄物等を、道内において循環的な利用や適正な処理を行うよう努めなければなりません。

道外産業廃棄物の搬入事前協議（第24条～第30条）

- 道外排出事業者等^{※1}は、道外産業廃棄物^{※2}の処理を道内において行おうとするときは、当該道外産業廃棄物の道内への搬入の開始の日の60日前までに、書面で知事に協議しなければなりません。（第24条）
- 知事は、協議の内容が次の基準に適合することを確認の上、その結果を道外排出事業者等に通知します。（第24条）
 - ・ 道が策定した廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであること。
 - ・ 専ら道内で循環的な利用を行うための処理であること。
 - ・ 道外産業廃棄物を排出した事業場から処理を行う道内の施設までの運搬の経路が明確であること。
 - ・ 道外産業廃棄物の運搬における飛散及び流出の防止の措置、悪臭、騒音及び振動の発生の防止の措置、その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。
 - ・ 道外産業廃棄物の運搬における積替え、一時的な保管等により、道外排出事業者等を特定できなくなるおそれがないこと。など
- 知事は、道外産業廃棄物の搬入又は処理が、これらの基準に適合しないときや、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときなどは、道外排出事業者等又は道外産業廃棄物の処理を行う道内処理業者等に対し、道外産業廃棄物の搬入又は処理の中止、搬入又は処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。（第27条）
- 知事は、毎年度、道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況について、その概要を公表します。（第28条）
- 協議を行わないで道外産業廃棄物を搬入した場合や、不正な手段により協議を行い道外産業廃棄物を搬入した場合などは、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。（第41条）
- これらの規定は、平成21年7月1日以後の道外産業廃棄物の搬入について、適用します。なお、協議は、同年4月1日から受け付けます。（窓口…北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）

※1 道外において産業廃棄物を排出した事業者又は道外において中間処理産業廃棄物を排出した中間処理業者

※2 道外において排出された産業廃棄物又は中間処理産業廃棄物



8 産業廃棄物の適正な処理の推進（第31条～第35条）

産業廃棄物を保管する場所の届出（第31条、第34条、第35条）

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに、保管の開始の日の14日前までに、知事に届け出なければなりません。（第31条）
ただし、次の場合を除きます。
 - ・ 保管の場所の面積が300平方メートル未満の場合
 - ・ 事業者が自ら設置した廃棄物処理法の許可を受けた施設で保管する場合
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）を保管する場合^{※1}
 - ・ 札幌市、函館市又は旭川市の区域で保管する場合 など
- 届出を行わず又は虚偽の届出をして産業廃棄物を保管した場合などは、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。（第41条）
- これらの規定は、平成21年7月1日以後の産業廃棄物の保管について、適用します。なお、届出は、同年6月1日から受け付けます。（窓口…各支庁地域振興部環境生活課）
- 既に産業廃棄物の保管を行っており、引き続き、平成21年7月1日以後も保管を継続する場合は、同年7月1日から9月30日までの間に届出を行わなくてはなりません。

※1 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出は必要です。

委託した処分の状況の確認及び記録等（第32条）

- 事業者は、1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、当該委託に係る処分の実施の状況などを確認し、その結果を記録・保存しなければなりません。（札幌市、函館市又は旭川市の区域で排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者には適用されません。）
 - ・ 確認は、産業廃棄物の処分が行われる施設において、事業者自ら又は代理人（処分の受託者を除く。）が実地に調査する方法により行わなければなりません。
 - ・ 確認する事項は、委託した産業廃棄物の処分の実施の状況、施設の状況、産業廃棄物の保管の状況です。
 - ・ 確認の記録は、確認を行った日付、確認を行った人の氏名、確認の方法、確認した事項の結果を記録（様式は任意）する方法で行わなければなりません。なお、代理人に調査をさせる場合は、記録する事項について代理人から書面により報告を受けるものとします。
 - ・ 記録は、事務所に据え置き、確認を行った日から5年間保存しなければなりません。（代理人からの書面も同様です。）
- この確認の方法及び記録の方法は、電子マニフェストを利用した場合、マニフェストの交付が不要な場合、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合していると知事等が認めた産業廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、適用されません。
- 事業者は、委託に係る産業廃棄物について、不適正な処分が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに、産業廃棄物処分業者に対し、是正の指示、その他産業廃棄物の適正な処分のために必要な措置を講ずるとともに、産業廃棄物の不適正な処分の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければなりません。
- これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。

土地の適正な管理等（第33条）

- 土地所有者等^{※1}は、所有地等^{※2}において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させるときは、当該他の者（使用者等）が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等において、使用者等により産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、当該使用者等への警告など産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、知事に通報しなければなりません。
- これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。ただし、札幌市、函館市又は旭川市の区域に所在する土地の土地所有者等には適用されません。

※1 土地を所有、占有、又は管理する者

※2 土地所有者等が所有、占有、又は管理する土地



9 廃棄物処理施設の設置手続き等（第36条～第38条）

- 廃棄物処理施設の設置手続き等
 - ① 廃棄物の処理施設のうち特定施設を設置しようとする者（特定施設設置予定者）は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び立地上配慮すべき事項に十分配慮するとともに、周辺住民の理解を得るよう努めなければなりません。
 - ② 知事は、特定施設設置予定者に対し、あらかじめ事業計画書の提出を求めています。
 - ③ 知事は、②の事業計画書を提出した者に対し、①の責務に関しての意見を述べることができ、意見を受けた者はその意見を勘案して必要な措置を講じ、知事に報告をする必要があります。
 - ④ 特定施設設置予定者は、市町村又は周辺住民から協定締結の要請があった場合は、これに応ずるよう努めなければなりません。
 - ⑤ 特定施設とは、産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の焼却施設、PCBの処理施設、廃石綿の熔融施設、有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設、シアンの分解施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設です。
- これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。ただし、札幌市、函館市又は旭川市の区域における特定施設の設置等には適用されません。

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-204-5196 (直通)

FAX: 011-232-4970

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm